

理事・監事及び評議員、評議員選任解任委員の 報酬並びに費用弁償に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人香寿会の理事（常勤及び非常勤の理事）、監事及び評議員（以下「理事等」という。）の報酬並びに費用弁償の支給について必要な事項を定める。

2. 職員として勤務し、職員「就業規則」の適用者である理事（施設長等）及び職員は、本規程は適用しない。

(報酬の額)

第2条 理事等の報酬額は別表1のとおりとする。

(報酬の支給方法等)

第3条 理事長の報酬は毎月支給する。

2 年額で支給する理事等の報酬は毎年9月・3月に支給する。ただし、年度中途に就任又は辞任があった場合は、月割により計算した額を支給する。

3 日額で支給する理事等の報酬は、勤務日数により計算した額を支給する。

(費用弁償)

第4条 理事等には、職務を行うために要する費用の弁償として旅費を支給する。

(旅費の支給)

第5条 旅費は理事等がその担任する事務を行うため会議に出席し、又は職務を行うため旅行したときに支給する。

2 旅費の種類及びその額は、役員旅費規程の定めるところによる。

附則

- この規程は、平成 8年 4月 1日から施行する。
2. この規程は、平成 8年11月 1日から施行する。
3. この規程は、平成 9年 4月 1日から施行する。
4. この規程は、平成14年 4月 1日から施行する。
5. この規程は、平成24年 7月 1日から施行する。
6. この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。
7. この規程は、平成27年 8月 1日から施行する。
8. この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。
9. この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。
10. この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。
11. この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。
11. この規程は、令和 4年 6月 1日から施行する。

別表 1 (第2条関係)

役 職 名	報 酬 の 額	
理 事 長	月 額	300,000円
理 事 ・ 監 事	年 額	300,000円
評 議 員	日 額	15,000円
評議員選任・解任委員	日 額	12,000円